

諮問日：平成29年4月12日（平成29年度（最情）諮問第6号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第15号）

件名：司法修習生の事前課題の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第70期司法修習生の事前課題の内容が分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成28年10月7日付け司法研修所事務局長「司法修習開始までの準備について」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年2月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

事前課題について、毎年新規の課題を作成し続けることがおよそ困難であるとする具体的理由は不明である。そして、司法修習生の人数が減って司法研修所教官の答案採点等の仕事が減っていることからすれば、司法研修所において毎年新規の課題を作成し続けることは可能であるといえる。

したがって、原判断において不開示とされた部分のうち事前課題に関する記載部分（以下「本件不開示部分」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

事前課題については、過去に使用した問題を次年度以降も使用する場合が少なくないところ、課題の内容を公にすると、各課題の模範解答案が作成されて流布する可能性があり、それによって、司法修習生が安易にこれを利用して、自身の積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど、修習の目的が達成できなくなるおそれが生じる。

また、これを公にすると、当該課題を事前課題の受領前に知見した採用選考申込者とそうでない者が生じ、その検討期間に差が生じるという不公平な状況になるおそれがある。

これらの事態を避けるために、全て新規の課題を毎年作成し続けることは、およそ困難であり、修習事務の遂行に支障を来すことになる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、民事裁判事前課題、刑事裁判事前課題、検察事前課題、民事弁護事前課題1（問題研究1）、同解答用紙、民事弁護事前課題2（契約）及び刑事弁護事前課題の具体的な内容等が記載されていると認められる。

そこで最高裁判所事務総長の上記説明の内容について検討すると、本件不開示部分が開示された場合には、過去に使用した問題を次年度以降も使用する場

合が少なくないことから、司法修習生が安易に開示された事前課題を利用して、積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど、修習目的が達成できなくなるおそれが生じ、また、開示された事前課題を知見した採用選考申込者とそうでない者との間に不公平な状況が生じるおそれがあるという上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、毎年新規の課題を作成し続けることは可能であるなどと主張するが、独自の見解といわざるを得ず、本件の判断に影響するものではない。

したがって、本件不開示部分について、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人